

日医発第 256 号（保 45）
平成 27 年 6 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

医療機器の保険適用について

平成 27 年 5 月 29 日付保医発 0529 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知（以下、本通知という。）により、平成 27 年 6 月 1 日から新たに保険適用となった医療機器が示されましたので、ご連絡申し上げます。

医療機器の保険適用上の区分の定義につきましては、下記 1 のとおりであります。

また、本通知の 17 ページには、平成 27 年 5 月 27 日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて保険適用が了承された下記 2 の医療機器が示されておりますが、当該製品については平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間は、暫定価格による保険償還となります。平成 27 年 7 月 1 日以降は新たに設定される機能区分及び保険償還価格等が適用されることとなりますが、詳細については後日、別途通知されます。

記

1. 医療機器の保険適用上の区分の定義

- A 1（包括）：当該医療機器を用いた技術が、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定方法告示」という。）に掲げられている項目のいずれかによって評価され、保険診療で使用できるものであって、A 2（特定包括）以外のもの。（C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）に相当しないもの）
- A 2（特定包括）：当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に

定める特定診療報酬算定医療機器の区分のいずれかに該当するもの。

(C 1 (新機能)、C 2 (新機能・新技術) に相当しないもの)

B (個別評価) : 当該医療機器が、特定保険医療材料及びその材料価格 (以下「材料価格基準」という。) に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。(C 1 (新機能)、C 2 (新機能・新技術) に相当しないもの)

C 1 (新機能) : 当該医療機器を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中央社会保険医療協議会 (以下「中医協」という。) において材料価格基準における新たな機能区分の設定又は見直しについて審議が必要なもの。

C 2 (新機能・新技術) : 当該医療機器を用いた技術が算定方法告示において、新たな技術料を設定し評価すべきものであって、中医協において保険適用の可否について審議が必要なもの。

2. 区分C 1 (新機能) として保険適用された医療機器

[区分C 1 (新機能)]

・イトレヴィア 7 CRT-D QP ProMRI

(添付資料)

1. 医療機器の保険適用について

(平 27. 5. 29 保医発 0529 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知)